

独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（概要）

独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会
財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 作成資料

目的

- 平成25年の独立行政法人改革では、独立行政法人の政策実施機能の最大化のため、P D C A サイクルの強化や法人の自律的なマネジメントに必要な改革を実施。会計面では「**財務報告のより一層の活用**」が課題。
- このため、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会法制・公会計部会において、会計を巡る国際的な潮流も踏まえて、独立行政法人制度の根幹に立ち返って、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的な検討を行い、財務情報だけでなく非財務情報まで含めた「財務報告」に関する基本的な指針として取りまとめ。

「基本的な指針」の主なポイント

- 独立行政法人の特性等を踏まえて、「**独立行政法人の成果**」をよりの確に示す情報提供が必要
 - ・ 独立行政法人の業績は、財務情報だけでは適正に評価できないため、**非財務情報の提供**が必要
(業務の成果と使用した資源との対比、法人の長による説明情報など)
 - ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断のため、過去情報だけでなく、**将来情報の提供**も重要
(業務運営上の課題・リスクと対応策など)
- 独立行政法人の財政状態や運営状況をよりの確に示す情報提供が必要
 - ・ 独立行政法人の業績の評価に当たっては、業務の成果との対比情報として、「**行政コスト**」の提供が重要
(「行政コスト」＝業務の成果を産み出すために要したフルコスト、行政コスト計算書と損益計算書の役割を明確化)
- 「基本的な指針」は、独立行政法人会計基準の基礎にある前提や概念を体系化したもの。今回の概念整理を具体化するため、今後、独立行政法人会計基準や関係通知（事業報告書等）の改訂作業が必要。

序章 「基本的な指針」の性格

- ・ 独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化。今後の独立行政法人会計基準及び関係通知の改訂等に当たっての基本的な指針。今後、独立行政法人制度の改革等必要に応じて見直し。
- ・ 広範囲の財務報告利用者に共通する情報ニーズを満たす一般目的財務報告

第1章 独立行政法人の特性

○ 独立行政法人制度の設計理念

- ・ 国の政策実施機能の実施主体として独立の法人格を付与
- ・ 公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるものを実施
- ・ 業務の質の向上・効率性、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図る

○ 設計理念から要請される主要な仕組み

- ・ 主務大臣が目標を定めて、独立行政法人の業績を評価
- ・ 国費による必要な財源措置と経営努力を促進するインセンティブの要請

○ 営利企業と比較した独立行政法人の特徴

- ・ 事務・事業の実施には国による一定の関与
(営利企業：企業独自の判断で意思決定が完結)
- ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施
(営利企業：自由な資金調達により利益獲得等を目的としたサービス提供を行う)
- ・ 出資者に対する剰余金の分配を予定していない
(営利企業：出資割合に応じ剰余金を資本主に分配)
- ・ 財務情報だけでは成果情報が提供されない
(営利企業：利益、売上等の財務情報がほとんど)

第2章 財務報告利用者及び財務報告の目的

○ 財務報告利用者と情報ニーズ

- ・ 独立行政法人の特性を踏まえ、財務報告利用者をサービス受益者、資金提供者、外部評価・監督者、法人内部利用者に整理し、それぞれの権能から主な情報ニーズを整理

○ 財務報告の目的・機能

- ・ 法人の長の「説明責任目的」と財務報告利用者の「意思決定目的」に関して有用な情報を提供

○ 財務報告の範囲

- ・ 財務情報・非財務情報、過去／現在／将来の情報
- ・ 利用者の便益と情報の作成コストを踏まえて提供

第2章 財務報告利用者及び財務報告の目的（続き）

○ 財務報告で提供される情報

- ・ 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報
 - 法人の長の理念等
 - 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

- ・ 業績の適正な評価に資する情報
 - 業績の適正な評価の前提情報
 - 業務の成果と使用した資源との対比
 - 予算と決算との対比
- ・ 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報
 - 財務諸表、法人の長による説明情報
 - 内部統制の整備・運用に関する情報

第3章 財務諸表の構成要素

○ 財務諸表の役割及び体系

- ・ 独立行政法人の財政状態：貸借対照表
- ・ 独立行政法人の運営状況：
 - － 行政コスト計算書：行政コストの状況、フルコスト情報の提供源
 - － 損益計算書：損益の状況、インセンティブを与える仕組みに基づく独立行政法人の経営努力を反映する利益情報を提供
- ・ 独立行政法人の財政状態と運営状況の関係：純資産変動計算書
- ・ 独立行政法人のキャッシュ・フローの状況：キャッシュ・フロー計算書

○ 財務諸表の構成要素

- ・ 「資産」過去の事象の結果として独立行政法人が支配している現在の資源であり、独立行政法人のサービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うもの
- ・ 「負債」過去の事象の結果として独立行政法人に生じている現在の義務であり、その履行により独立行政法人のサービス提供能力の低下又は経済的便益を減少させるもの
- ・ 「純資産」資産から負債を控除した額に相当するものであり、独立行政法人の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金から構成されるもの

- ・ 「行政コスト」サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたもの
 - 独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコスト、国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格
- ・ 「費用」サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたもの
- ・ 「収益」サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、独立行政法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたもの
- ・ 「利益」費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取崩額を加えたもの
 - 財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格